

老松中への特別調整通学区域の設定に関する説明会

1 開催概要

日時：第1回 令和6年10月25日（金）18時00分～19時30分

第2回 令和6年10月26日（土）10時00分～11時30分

場所：本町小学校 体育館

参加者数：第1回 97人

第2回 60人

2 説明会における御意見・御質問

☆ 特別調整通学区域は時限的措置か。人口動態の中長期的シミュレーションを基に、期限を決めているのか。

→現時点では、期間は設けていません。

通学区域の検討等にあたっては、人口動態、関係校のキャパシティを考慮しています。当該地域は、人口の増減が激しい地域ですので、人口動態によっては、再度検討が必要となる場合がございますが、当面の間は、継続すると考えています。また、関係する横浜吉田中学校と老松中学校について、施設面に課題がないことから、実施に至りました。

本件につきましては、昨年度、公表させていただいたみなとみらい本町小学校の暫定期間延長をきっかけに、特別調整通学区域の検討に着手したものです。当該地域における中学校への通学距離の問題については、みなとみらい本町小学校設立以前からご相談いただきましたが、令和9年度に閉校予定の学校における通学区域を調整することは難しかったため、このタイミングで設定することとなりました。

☆ 本制度が廃止される場合、どれくらい前に通知されるのか。今回の様に直前の通知では困る。

→中学進学というお子様の大変な時期に、急なお知らせとなってしまい、申し訳ございません。

資料の6に記載のとおり、令和7年度に適用させるためには、事務手続きの都合上、11月までにシステム改修を行う必要があり、この時期を逃しまさると、1年先送りになってしまいます。本件については、みなとみらい本町小学校の暫定期間延長の公表をきっかけに検討に着手しました。かねてからいただいていた御相談に対し、なんとか来年度の入学に間に合わせたいという思いから、今回に限り、急な対応とさせていただきました。

もし、本制度を廃止することとなった場合は、1年以上前から説明会等を開催し、丁寧に対応していきたいと考えております。

☆ 横浜吉田中学校への入学を前提としていたため、老松中学校についてよく知らない。
保護者向けの学校見学等の機会はあるのか。

→本町小学校では、小中交流会を実施済みと聞いています。

みなとみらい本町小学校による老松中学校への見学会等の実施予定はないと聞いています。なお、みなとみらい本町小学校の保護者の方で老松中学校の見学を希望される場合は、直接みなとみらい本町小学校へご連絡ください。

☆ 通学路についての言及がないが、安全面は考慮しているのか。老松中学校は坂の上にあるし、横浜吉田中学校は電車通学できるのだから、熱中症等の危険はないのではないか。また、みなとみらい本町小学校からは私立進学が多いため、それほど大きな問題ではないと感じる。

→中学校では、通学路を指定していません。

通学については、徒步を原則としています。教育委員会では、小学校では2km以内、中学校では3km以内を適切な通学距離とし、徒步で通える範囲を通学区域として指定しています。電車通学については、教育委員会が認めているものではなく、校長の判断となります。校長によっては認めない場合もございます。本件の検討にあたり、実際に歩いてみたところ、みなとみらい地区の一番遠いところから横浜吉田中学校までは徒步50分程かかり、健康上のリスクを体験するとともに、交通量の多さも実感しました。老松中学校は、坂の上にあるため、通学路として負担がないとは言い切れないと想いますが、まずは地図上の距離で、少しでも通学負担が軽減できればと考え、老松中学校を受入校と指定させていただきました。

みなとみらい本町小学校の進学率につきましては、住民基本台帳上は10名程が横浜吉田中学校に進学していると把握しています。本町小学校の通学区域においては、当該地域からは10名程が横浜吉田中学校に進学しています。

☆ なぜ老松中学校なのか。西中学校や岡野中学校は検討したのか。

→西中学校及び岡野中学校についても、検討しましたが、校地面積が狭小で受入れる余裕がなかったため、老松中学校を指定校としました。西中学校は校地面積が約7,000m²、岡野中学校は校地面積が約11,000m²と手狭なうえ、校舎はめいいっぱい使用している状態です。一方、老松中学校の校地面積は約12,000m²で、6教室分受入可能となっており、各学年2学級ずつ増えるても対応できる状況です。

特別調整通学区域の設定の考え方として、「横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則（以下、「通学規則」という）」を基にしており、対象の学校の施設、通学路の状況を総合的に判断しています。今回、西中学校と岡野中学校には施設面に課題があるとしまして、通学負担軽減の第一歩として、老松中学校を選択できることとしました。

☆ 選んだ学校には、確実に入学できるのか。入学前後に、人数の調整で希望校に進学できない、途中で転校させられるはあるのか。

→12月に郵送される入学希望校調査票（資料6参照）で選んでいただいた学校には、確実に入学することができます。人数調整の必要が生じないよう、しっかりシミュレーションしていますので、老松中学校を選択したお子さんが多すぎて入学できないということも、入学後に途中で転校していただくこともございません。

☆ みなとみらい本町小学校・本町小学校の卒業生が、仮に全員老松中学校に進学した場合でも問題ないのか。

→どちらかの学校に偏った場合でも受け入れられるかどうかは、検討の一つの目安としています。卒業生全員が公立中学校に進学する場合でも受入可能であることは、シミュレーション上、確認しています。

☆ みなとみらい本町小学校が小中一貫校になるという噂を聞いたが、その予定はあるのか。

→今、お伝えできる情報はありません。

確実に言えることは、みなとみらい本町小学校も、本町小学校も児童数は増えており、令和9年度にみなとみらい本町小学校が閉校し、本町小学校に戻ることは、物理的に不可能であるということです。

今後、みなとみらい本町小学校をどう維持していくか、またはステップアップするかは、内部で検討しています。方向性が見えた段階で、保護者・地域の皆様には説明させていただきますが、現段階でお話しできることはございません。

☆ 通学区域変更とならなかったのは、なぜか。今後、通学区域変更の可能性はあるのか。変更するとなれば、どういう理由なのか。

→通学区域の変更を検討するにあたって、まず施設面に課題がないか確認します。横浜吉田中学校も老松中学校も生徒を受け入れるという点では余裕のある学校であり、通学区域の変更は不要です。

しかし、本件につきましては、みなとみらい本町小学校が本町小学校から分かれるずっと以前から、子ども達に大きな負担をかけて学校に通つてもらっていました。特に、昨今の環境の変化で、身体的な負担はますます大きくなり、我々としても実際に歩いてみて、その大変さを痛感したところです。

本来は通学区域を変更する地域ではないのですが、お子様も健康と安全を1番に考えて、通学負担を軽減という観点から、特別調整通学区域に設定することとしました。

もし、今後、通学区域を変更することになるとすれば、例えば、横浜吉田中学校あるいは老松中学校のいずれかの通学区域内で大型開発があり、お子様の数が急増して学校が受け入れられなくなったりした場合です。校舎増築等の対応も検討しますが、中学校では12~18学級が適切な学習環境であると考えていることから、その範囲を著しく超えたり、教室が用意できなくなった場合に

は通学区域の変更をご提案することとなり、その場合は、説明会等で皆様にご相談しながら進めています。

関内駅前の再開発については、街づくりの部署の都市整備局に確認したところ、学校に影響が出るほどの戸数ではないと聞いています。

これらの理由から、通学区域の変更予定はございません。

☆ 転出入者の割合や北仲北地区の開発中のマンションもシミュレーションに含まれているのか。

→義務教育人口推計において、今年度を含めた7年後までの横浜市の公立学校の児童生徒数の推移を予測しています。転出入者の割合やマンション開発による人口動態予測も計算していますので、シミュレーションには含まれています。

☆ 該当地域において、選択した生徒数の割合は公表されるのか。

→これまで公表したことではなく、今後も公表の予定はありません。

実際の入学数は義務教育人口推計上で示したうえで、翌年度の推移を予測しています。

☆ 花咲町2～3丁目は、今回の設定区域の境目付近に位置する。通学負担は変わらないのに、なぜ対象とならなかったのか。せめて、どちらの学校を希望するか、アンケートを取ってもらいたい。今後、花咲町2～3丁目も設定区域に含まれる検討の余地はあるのか。

→今回は、中区と西区の区界で区切らせていただきました。西区側にお住まいの方が区を跨いで中区に通うようなねじれ現象は、この通学区域に限らず、市内では相当数ございますが、お住まいの行政区にある学校を選択できないことを解消したかったという理由があります。

アンケートについては、直近での実施予定はありません。人口動態によって、花咲町1～3丁目も含まなければどちらかの学校運営に支障が出る可能性が見えてくれば、説明会等を通してご相談させていただきます。アンケートの実施については、貴重なご意見として承ります。

☆ 小学校の通学区域の中でも、行政区のねじれが生じている。見直しの予定はあるか。

→人口動態が通学区域検討の大きな目安となっています。みなとみらい本町小学校は、本町小学校の児童数の増加への対応として設立しましたが、近年、本町小学校の児童数は、近年うなぎ上りで増えている状況です。このままのペースで行くと、みなとみらい本町小学校設立時と同じような状況になる可能性があります。新しく移り住んでくる方や、賃貸で住まれる方については、予測しきれていない部分もあり、本町小学校の児童数は、我々の予測を上回って増加しています。本町小学校が施設面で受け入れることができなくなつた場合、通学区域の見直しについて、ご相談させていただく場面があるかもしれません。見直しにあたっては、今回同様、行政区は一つの目安として考えていくことになります。受入先としては、近隣の戸部小学校やみなとみらい本町小学校を検討していくことになるかと思います。現段階ではそこまでしかお伝えすることが出来ません。

☆ 来年度、私立中学に入学し、後に公立中学校に転入学する場合も選択できるのか。また、今私立中学に通っている人が転入学する場合は、選択できないのか。

→私立中学に入学する場合は、区役所への届出が必要になります。私立中学から公立中学校に転入学する場合、令和7年4月1日以降であれば、来年度入学の皆様と同様に、区役所から選択するようご案内します。選ばなければ、指定校である横浜吉田中学校に入学していただくことになります。なお、令和6年度中の転入学については、横浜吉田中学校に進学していただきます。

☆ 説明資料の中で、令和7年度のスケジュールは書いているが、令和8年度以降も同様のスケジュールとなるのか。

→入学希望校調査と就学通知は、発送の時期が指定されており、毎年同じスケジュールとなっています。

☆ 老松中学校の施設面の受け入れに問題はないとのことだが、教室に対しての生徒数や教師の対応には問題ないのか。

→特別調整通学区域を設定するにあたっての基本的な考え方として、すべての子どもたちが受入校に進学した場合、どういう風に推移していくかのシミュレーションは行っています。そのうえで、両校の校長に教室状況を確認し、先生の人数の調整を行っています。

☆ 本制度によって、現在の在校生の転校も可能になるのか。

→本制度の対象は、令和7年度4月1日以降の入学生及び転入学生であり、現在の在校生は対象外となります。通学規則の中では、大きく3つの制度を定めています。1つ目は、条例に基づきお住まいの住所で学校を指定するもの、2つ目は、教育長が指定する特別調整通学区域、3つ目は、個人の事情によって学校と相談しながら指定校以外の学校に進学・転入学できる指定地区外就学制度です。

本制度は、在学中のお子様には影響がないように設計されています。入学希望校調査が届くのは、新しく入学される新1年生になりますので、現在通われているお子様が転入学をご希望される場合は、指定地区外就学制度のご利用をご検討ください。

☆ 中学校の統合や新設の検討はあったか。

→統合については、検討ていません。横浜吉田中学校は、旧富士見中学校と旧吉田中学校を学校統合して開校した学校です。また、通学距離を考えると、横浜吉田中学校と老松中学校を統合した場合、通学距離が3kmを超える場合もございます。

新設については、みなとみらい本町小学校の暫定期間延長にあたり、昨年度の市会において、みなとみらいの街づくりと一体となって学校の在り方も検討させていただく旨を公表させていただいています。

☆ 老松中学校は、徒歩通学しか認められていないのか。

→在校生は徒歩で通学しています。教育委員会としても公共交通機関を認めていないことに加え、学校としてもこれまで認めたケースがないとなれば、今後も徒歩通学が原則となる可能性は高いかと思います。

☆ 今回の対象地域に住んでいる子の横浜吉田中学校への通学では、公共交通機関の利用を認められているのか。

→学校長からは、通学負担は非常に重いと判断しており、相談を受けたら事情確認のうえ、認めているとお聞きしています。これまでには、歴代の学校長の配慮で公共交通機関の利用を認めてきましたが、教育委員会として通学費の補助制度はないので、各ご家庭のご負担の中で公共交通機関を利用していただいている。現状は、ご家庭と学校長の判断がうまくマッチして公共交通機関の利用ができるというだけなので、今後学校長が認めないと判断した場合には、徒歩通学となります。

☆ 教育委員会として自転車通学を認めることはできないのか。認められている実績はないのか。

→自転車は原則車道を走ることになるため、交通事故のリスクが大きいので認めていません。

例外として、瀬谷中学校では一時的に認めているケースがあります。これは、新しく建設されたマンションが学校から3kmを超えた場所に位置していたこともあり、例外的に自転車通学を認めたものです。ただ、瀬谷中学校は瀬谷西高校跡地に移転することが決まっており、移転後は通学区域のすべてが3km以内となるため、移転完了後、自転車通学は廃止します。

教育委員会としては自転車通学はリスクが大きいことから、今後も認める予定はありません。

☆ 入学後、事情により転校を希望する場合は、個別で相談するしかないのか。

→特別調整通学区域の制度の適用は、入学及び転入学時になります。通学を始めてから転校を希望される場合は、学校に相談いただき、指定地区外就学制度のご利用をご検討ください。

☆ 今回の対象地域以外にも、特別調整通学区域はあるのか。

→特別調整通学区域は、指定校で受入られないほど児童数が増加した場合、近隣校との人数調整をすることで教室数が不足しないよう、制度が整えられました。子どもの数が減っている現代では、今回の様に環境や交通状況の変化に対応し、少しでも通いやすく、また通いたいと思えるような環境作りという観点で特別調整通学区域を設定している地域もあります。

様々な理由で、市内では相当数の特別調整通学区域が設定されています。